

2 各表の記載の仕方

別表一(一) 「普通法人（特定の医療法人を除く。）、一般社団法人等及び人格のない社団等の分」の申告書

1 この表の用途



この表は、普通法人、一般社団法人等（法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます。）及び人格のない社団等が、確定申告又は仮決算による中間申告をする場合に使用します。

ただし、措置法第67条の2第1項（特定の医療法人の法人税率の特例）の規定により承認を受けた医療法人（社会医療法人を除きます。）が確定申告又は仮決算による中間申告をする場合には、別表一(三)の申告書を使用してください。

2 各欄の記載要領

(1) 一般の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」及び「代表者自署押印」		必ずフリガナを付けてください。この場合、正本には必ず代表者が自署押印してください。
「同非区分」	別表二の「判定結果 18」で判定した区分を○で囲んで表示します。	
「一般社団・財団法人の区分」	一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除きます。）で、法第2条第9号の2に規定する非営利型法人に該当する場合には「非営利型法人」を、非営利型法人に該当しない場合には「普通法人」を、それぞれ○で囲んで表示します。	左記の記載要領により「一般社団・財団法人の区分」を表示すべき法人以外の法人は、記載を要しません。 一般社団・財団法人法の施行の日（平成20年12月1日）までの間は、この欄の記載は要しません。
「旧納税地及び旧法人名等」	当期中に納税地若しくは法人名に異動があった場合又は合併法人が被合併法人の最後事業年度の申告をする場合には旧納税地又は旧法人名（被合併法人名）を、本店又は主たる事務所の所在地と納税地とが異なる場合には本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。	
「※税務署処理欄」	原則として記載する必要はありません。 ただし、「売上金額」欄については、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別損益を除きます。）を100万円単位（100万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。	売上金額は、消費税の事業者免税点の参考となり、また税務署における事務の効率化にもつながることから、記載をお願いしています。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌事業年度以降、別表セット及び勘定科目内訳明細書の送付が不要な場合は、「否」欄に○をします。</p> <p>現在、「送付不要」としている法人が、翌事業年度以降、別表セット等の送付が必要となった場合は、「要」欄に○をしてください。</p>	
	<p>税理士法第30条（税務代理の権限の明示）又は第33条の2（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）に規定する書面を申告書に添付する場合には、該当する欄に○をしてください。</p>	
<p>「事業年度分の申告書」</p>	<p>空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「確定」又は「中間」と記載します。</p> <p>なお、期限後申告書である場合には、「期限後確定」と記載してください。</p>	<p>この申告が中間申告書である場合には、更に、 「中間申告の場合 平成 年 月 日」 「合の計算期間 平成 年 月 日」 にその計算期間を記載してください。</p>
<p>「法人税額の特別控除額3」</p>	<p>平成20年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、この欄の算式を「(平成20年改正前の別表六(六)(旧別表六(六))「22」+平成20年改正前の別表六(七)(旧別表六(七))「13」+別表六(十)「19」+別表六(十一)「28」+平成20年改正前の別表六(十二)(旧別表六(十二))「27」+別表六(十七)「20」+別表六(十八)「28」+別表六(二十一)「27」+別表六(二十四)「7」+別表六(二十五)「9」)」と読み替えて計算した金額を記載します。</p>	
<p>「リース特別控除取戻税額5」</p>	<p>当期が、法第4条の5第1項（連結納税の承認の取消し等）の規定により法第4条の2（連結納税義務者）の承認を取り消された日の前日の属する事業年度で、次に掲げる規定の適用により当期の法人税額に加算することとされる金額がある場合には、その金額についてもこの欄に記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 措置法第42条の4第11項（連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額） ② 措置法第42条の5第5項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額） ③ 措置法第42条の6第5項（連結納税の承認を取り消された場合の中小企業者等の機械等に係る法人税額） ④ 措置法第42条の7第7項（連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備に係る法人税額） ⑤ 措置法第42条の9第4項（連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額） ⑥ 措置法第42条の10第5項（連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小企業者の経営革新設備等に係る法人税額） ⑦ 措置法第42条の11第5項（連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額） ⑧ 平成18年改正法附則第106条（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成 	<p>この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	18年改正前の措置法第42条の11第12項（連結納税の承認を取り消された場合の情報通信機器等に係る法人税額）	
「法人税額計10」	措置法第62条第1項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額をこの欄の上段に外書として、記載します。 ただし、平成20年4月1日から20年改正法の公布の日（平成20年4月30日）前にした使途秘匿金の支出の額については、記載を要しません。	この場合、「控除税額12」及び「差引所得に対する法人税額13」の欄の記載に当たっては、この外書きをした金額を「10」に含めて計算します。
「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額11」	当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する事業年度開始の日から5年以内に開始した事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される法人税額のうち前期以前の法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。	
「差引所得に対する法人税額13」	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。	
「中間申告分の法人税額14」	この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき中間納付額を記載します。	当該税額の納付の有無にかかわらず記載します。
「差引確定法人税額 (13)-(14) 」	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「中間納付額17」に記載します。	
「この申告による還付金額」 の各欄	この申告が確定申告であり、かつ、所得税額等の還付金額、中間納付額の還付金額又は欠損金の繰戻しによる還付請求税額がある場合に、それぞれの金額を記載します。	
「欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」	この申告が修正申告でなく当初の申告である場合には、還付請求書の「還付金額15」をこの欄の外書に移記します。	当期が平成4年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了する事業年度（中小企業者に該当する法人の設立等の日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度を除きます。）である場合には、解散等（適格合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除きます。）の特別な事実があるときを除き、法第80条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けることができませんので注意してください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		<p>なお、平成 20 年 4 月 1 日から 20 年改正法の公布の日(平成 20 年 4 月 30 日)前に終了した事業年度については、上記にかかわらず、法第 80 条の規定の適用を受けることができます。</p>
<p>「(1)の金額又は 800 万円 × $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額 30」から「所得金額(1)32」までの各欄</p>	<p>当期末における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人、資本若しくは出資を有しない法人(相互会社を除きます。)、一般社団法人等又は人格のない社団等の場合に記載します。</p>	<p>当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び相互会社の場合には、「その他の法人の場合 33」に記載し、この欄には記載しないでください。</p>
<p>「(1)の金額又は 800 万円 × $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額 30」</p>	<p>分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。 なお、この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の所得金額の1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。</p>	
<p>「剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額 47」</p>	<p>当期にその支払に係る効力が生ずる令第9条第1項第7号(利益積立金額)に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配の額のほか、みなし配当の金額を含めて記載します。</p>	
<p>「還付を受けようとする金融機関等」</p>	<p>「計 19」の還付金額について、取引銀行などの預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称、預貯金口座名及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は「ゆうちょ銀行の貯金記号番号」に貯金総合口座の記号番号のみを、ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望される場合は「郵便局名等」に支払を受けようとする郵便局名等のみを記載してください。</p>	<p>欠損金の繰戻しによる還付請求税額があるときは、別に還付請求書の提出が必要です。</p>

(2) 修正申告の場合

(1)によるほか、次により記載します。

欄	記載要領	注意事項
「事業年度分の申告書」	空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「修正確定」又は「修正中間」と記載します。	
「中間申告分の法人税額14」	この申告前の確定申告等において中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の中間申告分の法人税額を記載します。	
「所得税額等の還付金額16」又は「中間納付額17」		既に還付を受けているかどうかに関係なく記載します。
「欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」	既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載しますが、この場合、既に還付を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	(例) 既に還付を受けた金額 500,000円 同上の還付加算金 30,000円 修正申告による還付金額 300,000円 還付を受けるべき金額 に対応する還付加算金 $30,000円 \times \frac{300,000円}{500,000円}$ =18,000円 この欄に記載する金額 300,000円+18,000円 =318,000円
「法人税額23」	この申告前の申告書の「15」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額」の金額から中間申告分の法人税額を控除した金額を記載します。	
「還付金額24」	この申告前の申告書の「16」及び「17」の金額に、既に還付された欠損金の繰戻しによる還付金額を加算した金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付所得税額等」の金額と「還付金額」の金額との合計額を記載します。	欠損金の繰戻しによる還付金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。
「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額25」	「15」、「19」及び「この申告が修正申告である場合」の各欄のうち記載金額のある欄に応じて、次の金額を記載します。この場合、その金額が100円未満となる場合は記載しないでください。 (1) 「15」と「23」とがある場合には、「15」の金額から「23」の金額を控除した金額 (2) 「15」と「24」の本書とがある場合には、「15」の金額と「24」の本書の金額との合計額 (3) 「19」の本書と「24」の本書とがある場合には、「24」の本書の金額から「19」の本書の金額を控除した金額	
「欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」から「この申告により納付すべき法人	各欄の外書は、この申告が欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
税額又は減少する還付請求税額 25」までの外書	<p>記載します。</p> <p>(1) 「18」及び「19」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。</p> <p>(2) 「24」には、この申告前の還付請求税額を外書きします。</p> <p>(3) 「25」には、「24」の外書の金額から「19」の外書の本額を控除した金額を外書きします。</p>	

〔留意事項 法人課税信託の名称の併記〕

法第2条第29号の2（定義）に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書等を提出する場合には、申告書等には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

（注）平成19年度税制改正における新信託法の制定に伴う法人税法の改正後の規定は、原則として、新信託法の施行の日（平成19年9月30日）以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含みます。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除きます。）については、従前どおりとされています（平成19年改正法附則34①、平成19年改正令附則8）。

（新法信託とは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項（新法の適用等）の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託をいいます。）